

令和 7 年 度

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 本委員会の運営要領等について ..... 2
  - 1. 今後の調査の進め方について ..... 4
  - 1. 記録の提出（資料請求）について ..... 6
  - 1. その他 ..... 6
- 

令和 8 年 1 月 2 7 日（火曜日）

## 新庁舎建設工事に関する調査特別委員会 会議録

令和8年1月27日 火曜日

午前10時00分開議

午前10時33分閉議（実時間33分）

---

### ○本日の会議に付した案件

1. 本委員会の運営要領等について
  1. 今後の調査の進め方について
  1. 記録の提出（資料請求）について
  1. その他
- 

### ○本日の会議に出席した者

委員長	中山	諭扶哉	君
副委員長	木村	博幸	君
委員	大倉	裕一	君
委員	北園	武広	君
委員	野崎	伸也	君
委員	橋本	貴喜	君
委員	深田	浩介	君
委員	村川	清則	君
委員	山本	敬晃	君

※欠席委員 君

---

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

---

### ○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局議事調査係長 松崎 広平 君

---

### ○記録担当書記

松崎 広平 君  
小谷 匠 君

（午前10時00分 開会）

### ○委員長（中山諭扶哉君） それでは、定刻と

なり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日2回目の新庁舎建設工事に関する調査特別委員会ということになりました。いよいよ、本日から本格的な議論を交わす場となりますが、皆さんの忌憚なき意見で、また未来の八代市の創造に向かって頑張っていきたいというふうに思います。これが良き事例になりますように、皆さんで精いっぱい結果を出していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、案件に入ります前に2点確認いたします。

まず、傍聴についてでございますが、八代市議会委員会傍聴規程におきまして、傍聴人の定員は8名までとなっておりますが、当委員会は市民をはじめ、多くの皆様の関心が非常に高い事案であることから、多数の市民の皆様や報道機関の傍聴が想定されております。委員会傍聴規程第5条第2項の規定に基づき、委員会室における傍聴人の定数を40名とし、一般傍聴30名、報道機関10名といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会室が満室で入れない方々がおられた場合に備えまして、議長と協議の上、全員協議会室を開放し、モニターによる視聴を可能とする措置を取りましたので、御承知おき願います。

次に、本日は報道機関から撮影及び録音の申出がっております。通常ですと、委員会の冒頭のみ撮影を許可されておりますが、本委員会に限り、調査中も撮影を許可することといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

冒頭撮影の要望とかございましたら前のほうでもいいですよ。冒頭の撮影とかありますか。

（傍聴席から発言する者あり）はい。（傍聴席から発言する者あり）頭撮りの後は、後ろでも可能ですか。頭撮りの後は撮ってもらっても構いません。（傍聴席から発言する者あり）あとは後ろのほうでお願いしてもいいですか。（傍聴席から発言する者あり）

傍聴人の方へお知らせします。帽子のほうをよければ、お願いします。

#### ◎本委員会の運営要領等について

○委員長（中山諭扶哉君） 初めに、1、本委員会の運営要領等について協議いたします。私のほうで運営要領案を作成いたしましたので、書記より説明をいたさせます。

○議会事務局議事調査係長（松崎広平君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局議事調査係の松崎と申します。よろしく願いいたします。以降、着座にて説明させていただきます。

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会運営要領（案）について説明させていただきます。案の作成に当たりましては、他市事例また本市議会の会議規則、委員会条例、先例や参考文献等を基に作成しております。

タブレット端末の運営要領（案）を御覧ください。

##### 1、調査事項。

（1）新庁舎建設工事に係る計画立案から契約締結、設計、施工に至るまでの意思決定の経緯に関する事項。

（2）設計業務、工事発注、契約内容及び契約変更等が、関係法令、条例、規則、要綱等に

適合していたかどうかに関する事項。

（3）事業費の積算、予算措置、支出及びその妥当性に関する事項。

（4）関係職員、関係業者、その他関係者の関与の実態に関する事項。

（5）上記事項に関連し、適正な行政運営の観点から必要と認められる事項となります。

##### 2、調査権限。

地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限。

##### 3、調査期限。

令和7年12月23日から調査が完了するまでとし、閉会中も調査を行うことができる。

##### 4、調査経費。

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。来年度においても、100万円以内とする。

##### 5、会議の場所。

会議は原則として第一委員会室及び議場を使用する。

##### 6、調査日程。

調査日程については、委員会に諮り決定する。

##### 7、委員会の基本的な運営。

（1）委員会の会議は原則公開とし、インターネットによるライブ配信及び中継ライブラリにて配信を行う。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わる時等は、委員会の議決により秘密会とすることができる。なお、ライブ配信は、一定時間遅らせることとする。

（2）委員は、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。

（3）委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

##### 8、記録の提出（資料請求）。

（1）記録の提出は、委員会で協議し決定する。

(2) 委員長は、委員会が資料の提出を決定した場合は、速やかに議長へ記録提出要求書を提出する。

(3) 議長は、委員長から記録提出要求書の提出を受けた場合、記録提出請求書を提出者に対し、提出期限を決めたくえで通知する。

(4) 提出された記録の取扱いは、提出者の意見を聞いた上で、その写しを委員のみに配付または議長の認めた場所で議員のみ閲覧を認めることとする。委員は、配付された記録の取扱いには細心の注意を払う。

#### 9、証人の喚問。

(1) 証人の喚問は、委員会で協議し決定する。

(2) 委員長は、委員会が証人の喚問を決定した場合は、速やかに議長へ証人出頭要求書を提出する。

(3) 議長は、委員長から証人出頭要求書の提出を受けた場合、証人出頭請求書を証人に対し、遅くとも証人喚問の日の5日前までには通知する。

(4) 証人の補助者同伴の申出がある場合は、証人は証人喚問の前日までに補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る。補助者は証人1人につき1人までとする。なお、補助者は法律の専門家または学識経験者とし、委員会において発言はできず、費用弁償支給の対象外とする。

#### 10、証人の尋問。

(1) 委員会における証人尋問は、真実を述べることで有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権に最大限配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。

(2) 証人の宣誓の際は、開催場所にいる者全員(事務局・傍聴者を含む)が起立する。

(3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名・押印する。

(4) 尋問の時間は、証人1人当たり概ね1時間～2時間程度を目安とする。ただし、必要と認めた場合は、委員会の議決により延長できるものとする。

(5) 尋問は、委員長(主尋問者)がまず共通事項尋問を行い、その後他の委員が個別質問(補足尋問)を行う。なお、発言順序は委員長の議事整理権に委ねる。

(6) 委員長による共通事項の尋問については、委員から委員長へ提出される尋問希望項目申出書をもとに、委員会で協議し決定する。

(7) 尋問の方法は一問一答方式とする。

(8) 証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、委員会の議決により認めた場合はこの限りではない。なお、メモを取る場合は委員長の許可を要する。

(9) 証人は、補助者に相談したいときは、委員長の許可を要する。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。また、補助者の席は、証人の後方の席とする。

(10) 委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する。

#### 11、参考人の招致。

(1) 委員会においては、必要に応じて参考人制度を活用する。

#### 12、会議録の調製。

(1) 会議録は逐語記録とする。

(2) 会議録は原則として公開する。ただし、会議を秘密会とした場合は公開しない。

#### 13、傍聴。

(1) 傍聴人の定員は、八代市議会委員会傍聴規程第5条第2号に基づき、一般傍聴30人、報道機関10人とする。

(2) 委員会に配付した資料は一般傍聴者及び報道機関には配付しない。ただし、報道より申出があった際は、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(3) 委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。

(4) 委員外議員が証人として出頭する場合、証人尋問当日の傍聴は認めない。

(5) 撮影・録音は報道機関のみとする。ただし、撮影は委員長が指定した場所から行うものとする。

(6) その他、八代市議会傍聴規則及び八代市議会委員会傍聴規程によるものとする。

14、その他。

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めるものとする。

説明は以上となります。

○委員長(中山諭扶哉君) ただいま説明が終わりましたが、本件について何か質疑、御意見等はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中山諭扶哉君) ないようですので、それでは、本委員会の運営につきましては、この運営要領に基づき進めさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中山諭扶哉君) 異議なしと認め、そのように決しました。

#### ◎今後の調査の進め方について

○委員長(中山諭扶哉君) 次に、2、今後の調査の進め方について、まず、記録の提出の手続について、書記より説明をいたさせます。

○議会事務局議事調査係長(松崎広平君) それでは、タブレット端末の記録の提出の手続のフォルダの新庁舎建設工事に関する調査特別委員会における記録の提出の手続についてを御覧願います。

まず大前提に、地方自治法第100条第1項のとおり、当該普通地方公共団体の事務に關す

る調査を行うに当たり、証人出頭以外に選挙人その他の関係人に対し記録の提出を求め真実の解明に当たることができるとあります。

また、地方自治法上、議員または委員に資料要求の権限はなく、事実上の要求であることを留意する必要があります。それゆえ、関係機関は当該要求に対し資料を提出する法的義務を負うものではありません。

それを踏まえ、委員会で議決を経た上で議長から提出依頼先へ請求することとなります。

ここで、100条調査において提出を求められる記録の範囲としては、一般的には資料等の文書を指しますが、これ以外にも写真、設計図、見取図、DVD・CD・テープなどの記録媒体等も含まれます。

では、1、記録の提出の手続きに係る流れについて説明いたします。

各委員は、次回委員会開催前までに記録提出申出書を提出していただきます。

この申出書には、誰に、どの記録を、どのような目的で、を記載した上で提出していただきます。それを取りまとめますので、おおむね次回開催委員会前4日前までをお願いしたいと思います。

取りまとめたものを一覧表で皆様に示しますので、委員会でどの記録を誰に請求するか協議の上決定いただき議決していただきます。その後、委員長から議長宛てに記録提出要求書を提出し、その後議長から、提出を求める者に対し、記録提出請求書を送付いたします。

提出期限は送付日を含め15日以内としております。地方自治法及び会議規則において特に規定がありませんので、八代市情報公開条例第12条の公開請求があった日から14日以内にしなければならないとあるため、これを準用いたしております。

以上、記録の提出の手続の説明を終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ただいま説明が終わりましたが、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようです。

それでは、記録の提出につきましては、ただいまの説明にありました手続のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、証人喚問の手続きについて、書記より説明をいたさせます。

○議会事務局議事調査係長（松崎広平君） それでは、タブレット端末の証人喚問の手続のフォルダの新庁舎建設工事に関する調査特別委員会における証人喚問の手続きについてを御覧願います。

100条調査を進めるに当たって、さらなる真相究明のために、選挙人その他の関係人を証人として100条委員会に喚問し、証言をしてもらうことが可能となっております。

こちらは、地方自治法第100条の②にあります民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用するとあるため、民事訴訟法を準用するものです。

では、1、証人喚問までの流れについて説明いたします。

各委員は、次回委員会開催前までに証人喚問申出書を提出していただきます。

この申出書には、出頭を求める者の氏名、証言を求める事項を記載した上で提出していただきます。なお、準用する民事訴訟規則において、証言を求める事項は、できる限り個別かつ具体的に記載しなければならないとされております。それを取りまとめますので、記録提出と同じく、おおむね次回開催委員会前4日前程

度をめどにお願いしたいと思います。

取りまとめたものを一覧表で皆様に表示しますので、委員会で誰をどの目的で出頭してもらうか協議の上、決定いただき議決していただきます。その後、委員長から議長宛てに証人出頭要求書を提出し、その後議長から、出頭を求める者に対し、出頭請求書を送付いたします。

証人に対しては、原則5日前までに請求書を届けるようにしております。また、証人の都合もあるため、日程調整を行った上で委員会開催日も決める必要があるところです。

また、出頭要求者が決まりましたら、各委員より、尋問希望項目申出書を提出してもらいます。これは証人に対し、各事項のどのような質問をするのかを記載し提出していただきます。取りまとめが必要となりますので、委員会開催日の4日前までをお願いしたいと思います。なお、調査事項に関係のない尋問、証言を求める事項以外の尋問は原則できません。

その後、取りまとめ、内容が同じであれば、委員長が総括質問として尋問します。委員会を開催前に、委員会で協議の上、総括尋問項目、尋問者、順番を決めていただきます。

実際、証人尋問をする際は、心理的負担等も考慮する必要もあることから、長時間の拘束ではなく、一、二時間程度で行うこととしております。

そのため、委員長及び各委員の持ち時間を検討する必要があり、委員長が25分、各委員が10分を基本とさせていただきます。一巡後、証人、時間に余裕があれば尋問を継続することといたします。

証人尋問に関しては、調査の内容が特定の個人に関係し、名誉やプライバシー等に影響がある可能性、傍聴人がいるため証人が十分証言できなかつたり、委員が十分尋問や質疑ができななど、懸念されることも多々あるため、十分な配慮が求められています。

以上、証人喚問の手続きの説明を終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ただいま説明が終わりましたが、何か御意見、御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようですので、それでは証人喚問につきましては、ただいま説明のありましたとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ◎記録の提出（資料請求）について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、3、記録の提出（資料請求）について協議いたします。

手続につきましては、先ほど説明のあったとおりでございます。調査を進めるに当たり必要であると、私が議論のたたき台として考える記録について、案として提示させていただいておりますので、御協議いただければと思います。

タブレットを御覧ください。記録提出申出書を添付しております。項目につきましては、初回ですので、読ませていただきます。

1つ目、平成28年から令和5年度までの職員名簿及び当該年度の異動一覧。

2つ目、平成28年熊本地震発災後からの新庁舎建設に関連する会議の記録や発出した文書など、資料一式。

3つ目、新庁舎建設に関連する設計資料一式。

4つ目、新庁舎建設に関連する見積資料一式。

5つ目、新庁舎建設に関連する入札に関わる資料一式。

6つ目、新庁舎建設に関連する業者との協議記録一式。

7つ目、新庁舎建設に関連する支払い（請求）に関する資料一式。

8つ目、建設に関連する平成28年から令和

5年度までの公益通報の有無と公益通報に至らなかった相談資料一式。

最後、新庁舎、議事作成用の録音データ一式ということで請求したいと思っております。

御意見等ございませんでしょうか。

○委員（村川清則君） 執行部にも出せる、出せないというのがあるというのは私どもも理解しておかなければならないと思っております。また、私どもは、あくまでも公文書を基に調査を進めていくんだという認識は共有しておきたいと思っております。あえて反対はいたしません。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようです。

次に、記録の提出の件についてお諮りをいたします。

新庁舎建設工事に関する調査を行うため、市長（選挙人その他の関係人）に対し、2月10日火曜日までに記録（資料）要求一覧のとおり、記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

#### ◎その他

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、本日の案件は以上でございますが、その他、何かございませんでしょうか。

○委員（木村博幸君） 本日から、こうやって特別委員会が私たち9名で始まったわけですが、何分私たちは一般の委員でございます、今からですね、先ほど委員長のほうからありました資料を請求していくわけですが、この資料が手元に届いている調査を始めます。そう

いった場合、やっぱり契約の締結やら、設計施工、工事完了までかなりの期間、膨大な資料が集まってくるものと思われませんが、その中で、関係する法令や条例、規則などについて、いろいろと専門的な立場で、適合しているのか、その辺を見ていくには、私たち9名では非常に不安もありますし、今からいろいろ証人喚問もありますが、そういったとこでの配慮その辺もですね、どなたか専門的な方々にアドバイスを受けるほうがスムーズに行くのではないかと、今からの期間も短縮できるのではないかとこのところありますので、できれば、私たち9名以外に調査特別委員会のほうを見ていただく調査専門委員みたいな方をですね、できれば弁護士あたりを、お願いできればいいかなと思っております。

しかしながら、予算が絡むものですから、その辺は適時必要な場合に呼んでいくのか、その辺も、今後検討しながらいきたいと思っておりますので、そこら辺を今日ですね、皆さんにお諮りしながら、いろいろ調べることもありますので、まずは今日そういったところを議題として上げさせていただければと思っておりますので、御審議のほう、よろしく願いいたします。

**○委員長（中山諭扶哉君）** 今お話しいただきましたが、予算等かかることですし、弁護士等は報酬とかの件もありますので、委員会としては、調査をしたいと思えます。まずは弁護士の方たちが参加する、アドバイスを求める、その件がまだどうなのかということと、予算をどうするのかと、そういうところも含めまして、調査の上、次の委員会に諮るということでよろしいでしょうか。御意見どうぞ。

**○委員（野崎伸也君）** 副委員長がおっしゃったことについては非常に重要なことかなというふうに感じたところですけども、委員長言われたように、相手方の取り方というか、行動

の、対応できるかできないかというのもありますので、一旦議会事務局のほうで調査ちょっといただいて、次回またその結果も報告いただいた後で、我々もそれを決するか決しないか話合いをさせていただければなというふうに思いますけれども。

**○委員（村川清則君）** あと議会の了承、議会自体の了承は要らないのかなということもちょっと浮かびました。委員会だけで決めていいものかということも、ちょっと事務局のほうで調べていただいて、次回ということで。

**○委員長（中山諭扶哉君）** ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中山諭扶哉君）** なければ、まずは議会事務局のほうで精査をいたしまして、皆さんに御提案をできるようにであれば提案をしたいというふうに思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中山諭扶哉君）** 異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、次回の本委員会の開催日程についてでございますが、今回、請求する記録が多岐にわたり、量もございますので、また、3月定例会もございます。後日、日程調整をさせていただきます、決まり次第、招集通知を送付したいと思えますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中山諭扶哉君）** 異議なしと認め、そのように決しました。

もう一点、執行部に対し、記録の提出を求めますが、私委員長として地方自治法第100条に基づく資料提出の要請について、資料及び電子データの保存義務に関する通知を送付したいと思えますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中山諭扶哉君) 異議なしと認め、  
そのように決しました。

その他、皆様から何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中山諭扶哉君) なければ、以上で  
新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を閉会  
いたします。

(午前10時33分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に  
より署名する。

令和8年1月27日

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会  
委員長